

重要インフラ事業者等における
サイバーセキュリティの確保の状況の調査について

〔令和 7 年 7 月 1 日〕
サイバーセキュリティ戦略本部長決定

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 3 号の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部がつかさどる事務のうち、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施する施策の基準の作成のための、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の調査に係るものの一部については、同法第 31 条第 1 項の規定に基づき独立行政法人情報処理推進機構に委託し、同機構に実施させる。